

和光都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・2・13 志木和光線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・2・13	志木和光線	和光市 新倉 五丁目	和光市 新倉 五丁目	和光市 新倉 五丁目	約 640 m	地表式	4車線	36 m	幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

社会状況が変化したことを踏まえ、改めて交通需要を調査した結果、高架構造の必要性が低下したことから、本路線の基本的な構造を平面構造へ変更し、あわせて車線の数を4と定めるものです。

朝霞都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・2・10 志木和光線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	中線の数	幅員	
幹線街路	3・2・10	志木和光線	朝霞市 大字宮戸 字北井房	朝霞市 大字台 字四反田	朝霞市 大字上内間木 字内川端	約 3,420 m		4車線	36 m		
	構造形式の内訳		朝霞市 大字上内間木 字川袋	朝霞市 大字浜崎 字新河岸川通		約 440 m	嵩上式	/	34.75 ～ 55.2 m		
			朝霞市 大字下内間木 字西屋敷	朝霞市 大字根岸 字下手町		約 480 m	嵩上式		41.9 m		
							約 2,500 m		地表式	34.75 ～ 57.5 m	幹線街路と平面交差 1箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

社会状況が変化したことを踏まえ、改めて交通需要を調査した結果、高架構造の必要性が低下したことから、本路線の基本的な構造を平面構造へ変更し、あわせて車線の数を4と定めるものです。

志木都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・1・7 志木朝霞線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・1・7	志木朝霞線	志木市 上宗岡 二丁目	志木市 下宗岡 四丁目	志木市 中宗岡 一丁目	約 2,570 m	地表式	4車線	42 m	幹線街路と平面交差 3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

社会状況が変化したことを踏まえ、改めて交通需要を調査した結果、高架構造の必要性が低下したことから、本路線の基本的な構造を平面構造へ変更し、あわせて車線の数をもとに4と定めるものです。